

報道関係者 各位

平成28年2月26日

【照会先】

総務課 広報調査室
室長 久野 聰
労働専門職 渡邊 尚二
(直通電話) 03-5403-2144

平成27年「賃金事情等総合調査」の結果 「賃金事情調査」及び「退職金、年金及び定年制事情調査」 —賃金改定額は7,137円、改定率は2.15%—

中央労働委員会事務局では、このほど、平成27年「賃金事情等総合調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「賃金事情等総合調査」は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として毎年実施している調査です。調査対象は、原則として、資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から独自に選定した380社(※)で、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者等を除く常用労働者の賃金等の諸事情について回答を依頼しています。

調査は、「賃金事情調査」と、隔年で交互に実施している「退職金、年金及び定年制事情調査」、「労働時間、休日・休暇調査」からなっており、平成27年は「退職金、年金及び定年制事情調査」を行いました。今回の結果は、平成27年6月の状況(一部の調査事項は一定の期間の状況)について、「賃金事情調査」は233社(回答率61.3%)、「退職金、年金及び定年制事情調査」は230社(回答率60.5%)から得た回答に基づいて集計しています。

(※)本調査は固定されたサンプルを対象に実施するなど、通常の統計調査とはその性格が異なります。

【調査結果のポイント】

文末カッコ内は添付資料で参照する表

- 1 年間(平成26年7月から平成27年6月までの1年間)の所定内賃金の改定額は、労働者一人平均で7,137円、率では2.15%となった。(表1)
- 2 この間に、ベースアップを行った企業は賃金表のある企業181社のうち103社(56.9%)であった。また、定期昇給を実施した企業は172社(定期昇給制度のある企業の100.0%)、そのうち昇給額を昨年より増加させた企業は43社(172社のうちの25.0%)であった。(表2)
- 3 平成26年年末一時金の一人平均額は83万2,300円、平成27年夏季一時金の平均額は88万6,000円となった。(表4)
- 4 再雇用時の雇用・就業形態で最も多いのは「嘱託社員」とする企業が116社(集計213社の54.5%)、「契約社員」が55社(同25.8%)であった。(表11)